

輸出国事前調査について (タイ王国)

1. 調査期間等

- (1) 時期：2011年1月
- (2) 内容：タイ食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象：農産食品規格基準局、農業局、畜産振興局、水産局、食品医薬品局

2. 調査結果（概要）

- (1) タイ政府の組織構造及び所掌業務

①農業協同組合省農産・食品規格基準局 (National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards: ACFS)

ACFSは、2002年に政府組織の再編に伴い、タイにおける食品安全システムと体制を強化する目的で設立された局である。その設置目的は、国際レベルに組織を牽引することである

②農業協同組合省農業局 (Department of Agriculture: DOA)

DOAは、農業分野における研究開発、分析/検査/品質証明/助言、農業技術の普及、計画導入を所掌し、輸出食品の安全性確保の責任局となっている

③農業協同組合省畜産振興局 (Department of Livestock Development: DLD)

DLDは、国内獣疫サービス、陸生動物の健康及び獣医公衆衛生を所掌し、局長は国際獣疫委員会（OIE）の常設委員となっている

④農業協同組合省水産局 (Department of Fisheries: DOF)

DOFは、水産物全般の規制、振興を所掌している

⑤保健省食品医薬品局 (Thai Food and Drug Administration: FDA)

FDAは、国内を流通する食品、医薬品の管理を所掌している。農漁協同組合省も食品衛生を管理するが、同省は国内向け食品の生産から一時加工までの段階及び輸出食品全般が対象であり、FDAは国内向け食品の一次加工以後の国内製造から販売・消費段階及び輸入食品を管轄している。

- (2) タイの食品衛生関係法令等（全般）

- ①Food Act（食品法：保健省所管）
- ②Consumer Protection Act（消費者保護法：首相府所管）

- ③Fisheries Act (漁業法：農業協同組合省所管)
- ④Plant Quarantine Act (植物防疫法：農業協同組合省所管)
- ⑤Animal Epidemic Act (動物伝染病予防法：農業協同組合省所管)
- ⑥Feed Quality Control Act (飼料品質管理法：農業協同組合省所管)
- ⑦Hazardous Substance Act (危険化学薬剤法：農業協同組合省・工業省所管)
- ⑧Plant Varieties Protection Law
(植物多様性保護法：農業協同組合省所管)
- ⑨Agricultural Commodity Standard Act
(農産物標準法：農業協同組合省所管)

(3) 輸出食品に関する特別法規又は制度

タイ産マンゴーの対日輸出に関する農薬管理プログラム

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の免除プログラム

また、食品安全を推進するため、2003年3月4日、内閣決議により「農産物と食品検査の枠組み(Framework of Agricultural Commodity and Food Inspection)」及び「食品安全工程表(Road Map of Food Safety)」が、保健省及び農業協同組合省の各大臣により承認された。工程表では、各省の責任範囲等が規定され、その内容は以下のとおり

省名	分野	対象
保健省(MOPH)	食品安全	国内市場管理、輸入品(エビ、マグロ、動物食肉を除く)、国内消費向け製造
農業協同組合省(MOAC)	食品安全	輸出品、輸出向け製造、生鮮品、飼料、農場、輸入品(エビ、マグロ、動物食肉)
	検疫	輸入及び輸出のサプライチェーン全て

工程表(Road Map)に関する農業協同組合省の関連部局は、ACFS、DOA、DLD、DOFである。各部局の機能はACFSがプラン作成、フォローアップ、評価、報告の窓口、これ以外のDOA、DLD、DOFは管理組織として、DOAが植物及びその製品、DLDが動物及び家畜製品、DOFが水産製品を対象に管理を行っている。また、農業協同組合省では品質と安全基準を向上させ、サプライチェーンを通じた食品安全の向上を目的に「食品安全戦略計画(2005~2008)」を策定し、2010年1月15日、内閣決議により同戦略の第2フェーズ(2010~2013)を新たに実施している。

農漁協同組合省は、食品や農産物の残留基準を含む基準設定部局となっているが、タイの食品安全は保健省が所管する食品法を基礎とするため、農業協同組合省が策定する各種基準は、保健省が告示する形になっている。なお、タイでは農薬や動物用医薬品は危険化学薬剤に区分される。このため、工業省と農業共同組

合省が「危険化学薬剤法」を共管している。

(4) タイ食品関連省庁の食品衛生管理（詳細）

①農業共同組合省農産食品規格基準局（ACFS）

ACFSの機能は主に以下の6点である。

a) 食品と農産物の規格設定

一般規格／個別規格／管理システムの設定、食品安全関連の調査と開発、
自主規格、強制規格の設定

b) 食品安全について実行されている計画と措置の監査、検査、評価

ACFSの活動方針の決定や農業協同組合省が用いる「食品安全戦略と計画」の決定

c) 農業と食品分野における認証機関としての役割

GMP／HACCP／GAP／有機（Organic）の証明機関、日本農林規格（JAS）や
ANZ（AU&NZ）との同等性認証

d) PAC（Pacific Accreditation Cooperation）及びIAF（International Accreditation Forum）機関としての役割

※PACとは、APEC加盟国の認証機関と同等の認証を行える機関であることを意味し、IAFとは、APECに限定せず、マネジメントシステム等の認証機関の認定を行える機関であることを意味する。

e) 2国間又は多国間での技術・SPS案件の締結調整

市場アクセス／協力のためのMOU（覚書：Memorandum of Understanding）
やMRA（相互承認協定：Mutual Recognition Agreement）

f) 国際機関との窓口

Codex、OIE、 IPPC、SPS/WTO、TBT/WTOの窓口であり、タイ工業規格協会
(TISI : Thai Industrial Standard Institute) の窓口も兼ねる。

g) 食品と農産物規格の中央情報センターとトレーサビリティ機能

国内早期警戒通報、ASEAN早期警戒システム（ARAFF）への情報提供を行う。また、DOA、DLD及びDOFが相互に実施するトレーサビリティシステムの試験プロジェクト担当部局でもある。

②農業協同組合省農業局（DOA）

DOAは、国内を8地域に分割し各地域に事務所を設置して管理を実施。各地域に含まれる県数は、No. 1(8)、No. 2(7)、No. 3(10)、No. 4(9)、No. 5(16)、No. 6(8)、No. 7(8)、No. 8(7)である。GAPや農薬の適正使用に係る農家指導は、各地域事務所を通じて、農業協同組合省農業普及局（DOAE : Department of Agriculture Extension）が実施し、出荷時の食品衛生確認作業（検査、監査、証明）をDOAが実施する仕組みとなっている。

農産物管理は、法令等の項で記述した「食品安全戦略計画（Phase2）」に示す連続管理の理念（From farm to table）に基づき、生産資材の検査、生産証明、加工施設証明、製品証明の4点を管理方針として位置づけており、個別管理システムとしてのa) 契約GAP農場、b) 許可化学物質リスト、c) 品質管理、d) モニタリング、e) トレーサビリティ、f) 輸出証明により具体的に実施されている。

輸出食品に関しては、植物防疫法に基づく「特定管理植物に関する通達“Specific Control Plants, B.E. 2552 (2009)”」により、輸出管理対象の植物、残留農薬基準、分析検査の実施、証明書発給を規定するとともに、輸出前に残留農薬検査が必要とされる野菜、果実、ハーブ（32品目。対日輸出に限定せず）も定めている。32品目は次のとおり。

Chili pepper, Asparagus, Okra, Ginger, Chinese cabbage, Durian, Longan, Lychee, Mangosteen, Mango, Celery, Ka-yaeng, Cabbage, Kale, Yee-Raa, Soap-pod, Stinking, Hairy-basil, Acasia, Dill, Mint, Leech-lime-leave, Sweet-basil, Praew, Water-mimosa, Holy-basil, Pennywort, Lemongrass, Coriander, Pea, Phak-pet

③農業協同組合省畜産振興局（DLD）

DLDには、a) 管理、b) 動物健康、c) 食品安全、d) 動物生産、e) 家畜振興の5部が設置され、国内の動物衛生、食品安全及び動物生産を監督するため9地域に動物健康／衛生事務所、76県に家畜事務所、887郡に家畜事務所支所を設置している。このうち、輸出食品はc) 食品安全部が担当し、同部には以下の2課が設置されそれぞれ業務を実施している。

a) 家畜基準証明課

業務内容：基準策定、飼料成分の登録、立入検査と証明、輸出動物製品の証明、化学／危害物質の登録、製品基準証明の指導と技術移転

b) 家畜製品品質管理課

業務内容：動物製品／飼料／動物用医薬品及び微生物製品の品質・安全基準の研究所分析、残留物質／食品起源病原性微生物／抗生物質耐性菌のモニターと調査、食品安全システム改善調査や食品安全関連分野の訓練

DLDは輸出食肉製品の衛生確保を行っているが、その管理の基本設計はa) 基準農場、b) 農場でのと殺前検査、c) 移動管理、d) 輸出品製造用のと殺施設及び加工施設の承認、e) と殺検査、f) 食肉製品加工施設での検査、g) 輸出証明の7段階システムに従うものとなっている。

④農漁協同組合省水産局（DOF）

DOFにおける生産・加工段階での管理は、a) GMPとHACCPの強制的導入、b)年2回（最低でも）の施設検査と監査、c)製造者による薬剤と化学物質管理の確保、d)コーディングシステム等によるトレーサビリティの確保、e)製品査察プログラムの5ポイントから構成される。

上記e)の製品査察は、製造施設を1~4のレベル分けを行い、それぞれのレベルに応じた査察頻度を設定。設定内容は、レベル1（3ヶ月毎）、レベル2（2ヶ月毎）、レベル3及び4（ロット毎）であり、法令規則を遵守しない製品が確認された場合、DOFは輸出ロットに対する衛生証明書の発給を行わず、また、製造者から危害管理又は妥当な期限での非法令遵守の是正に関する対処方針案を提出させ改善措置を図るものとなっている。

⑤保健省食品医薬品局（FDA）

FDAの規制分野は、a) 製品（安全性、証明、表示）、b)衛生（一般GMP、特定GMP、HACCP）、c) 公告（虚偽禁止、誤認禁止、医療クレームの発生禁止）の3分野に大きく区分される。具体的な国内食品の管理体制はMOPHが公示する通達に従い、製造段階における原料、施設、製品、公告の認可、国内流通段階における生鮮品、販売点、製品、公告の調査が行われ、この両側面から生産から消費に至る過程を管理し、消費者に販売される食品の安全性、栄養学的效果、健全性を確保するものとなっている。

FDAは国内衛生管理官庁であるため、確認される衛生事案については、速やかに関連する各州に設置された事務所（76ヶ所）及び輸入監視窓口（35ヶ所）に伝達、監視体制を強化する必要があるが、この情報伝達の手段として各事務所・窓口とFDAを結ぶネット環境（FAST：Food Alert System of Thailand）が整備されている。

さらに、輸入食品も管轄するFDAは、国内各地に輸入食品監視事務所を35ヶ所設置しており9地域が拠点監視地域となっている。輸入食品監視事務所における監視手続きは日本と同様であるが、輸入届出の際に検査サンプルも提出する点で異なっている。

3. 参考法令（URL リンク）

- Food Act（食品法）

<http://newsser.fda.moph.go.th/food/file/EnglishVersion/FoodAct2522.pdf>

以上